



佐賀県公報

平成19年
7月12日
(木曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

選挙管理委員会事項

- 参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任(告 示・五九) 一
- 参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (" ・六〇) 一
- 参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときのくじを行う場所及び日時 (参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示・二) 二
- 参議院佐賀県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時 (" ・二二) 二
- 参議院佐賀県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時 (告 示・六二) 二
- 参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選挙分会長職務代理者の選任 (" ・六二) 二
- 参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時 (" ・六三) 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 (" ・六四) 三
- 参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出

のあった佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときは、くじを行う場所及び日時

(参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示・一) 三

参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時 (告 示・六五) 三

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

一 選挙長

住所 唐津市和多田先石九番三号

氏名 松尾 紀男

二 選挙長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市新生町四番五五号

氏名 山田 昭子

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十九年七月十三日 午後五時三十分

◎参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は選挙会の選挙立会人となるべき者で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年七月二十七日 午前十時

◎参議院佐賀県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院佐賀県選出議員選挙

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年八月一日 午前九時

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年八月一日 午前十時三十分

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 佐賀県選挙分会長

住所 鳥栖市田代上町二二一番地

氏名 門司 健

二 佐賀県選挙分会長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市伊勢町一一番七号

氏名 五郎川 展弘

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年七月十二日 午後六時

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年七月十七日 午後一時三十分

◎参議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等から届出のあった佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

佐賀県選挙分会長 門 司 健

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十九年七月二十七日 午前十時三十分

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十九年八月一日 午前十時三十分

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷